

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

